



南砺市告示第 67 号

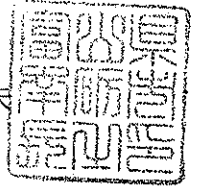
字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営経営体育成基盤整備事業吉江南部地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 22 年 3 月 25 日

南砺市長 田 中 幹 夫



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「小林」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	高宮	1041 の一部、1042 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「高宮」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	殿	51 の一部、139 の 1 の一部、140 の一部、205 の一部、 671 の一部、687 の一部、698 の一部、699 の 1、699 の 2、 700、701、743 の 1、743 の 2、744 の 1、744 の 2、 745、2014 の一部、2016 の一部、2017 の一部、2054 の一部、 2055 の一部、2059 の一部、2060 の一部、2061、2063 の一部、 2068 の一部、2071、3054 の一部、3058 の一部、3059 の一部、 3105 の一部、3109 の一部、3110 の一部、3111、3118 の一部、 3124 の 1 の一部、3134 の一部、3135 の一部
	土生新	988、989 の一部、995 の一部、1002 の 1 の一部、 1003 の 1 の一部、1004 の 1 の一部、1005 の 1 の一部、 1005 の 2 の一部、1006 の 1、1006 の 2、1007、1046 の一部、 1047 の一部、1721 の 1 の一部、1727、2026、2032 の一部、 2039、2040 の一部、2041 の一部、2042
	小林	57 の 1 の一部、57 の 2 の一部、57 の 3 の一部、58 の一部、 59 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「殿」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	高宮	381 の 1 の一部、381 の 2 の一部、382、383 の 1、383 の 2、 384 の一部、396 の一部、397 の 1 の一部、397 の 2 の一部、 532 の一部、1290 の 1、1290 の 2、1291、1292 の 1、 1292 の 2、1293、1294、1295、1296、1297、1298、1299、 1300、1301、1675 の 1 の一部、1675 の 2 の一部、 1677 の 1 の一部、1677 の 2 の一部、1677 の 3、1678、 1679 の 1、1679 の 2 の一部、1681 の 1 の一部、 1681 の 2 の一部、1682 の一部、1825 の 1、1825 の 2、 1913 の 2 の一部、1915 の 1 の一部、1916 の一部、 2005 の一部、2009 の 1 の一部、2014 の 1 の一部、 2029 の 1 の一部、2039 の 1 の一部、2127 の 2 の一部、 2128 の一部、2134 の 1、2192 の 1 の一部、2197 の一部、 2201 の一部、3004 の 3 の一部、3005 の 2 の一部、 3016 の 1、3016 の 2 の一部、3019 の 3 の一部、3122 の一部、 3123 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「土生新」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	高宮	1644 の 1 の一部、1661 の 1 の一部、1661 の 2 の一部、 1662 の 3 の一部、1663 の 1 の一部、1663 の 2 の一部、 1663 の 3、1663 の 4 の一部、1664 の 1 の一部、 1664 の 2 の一部、1719 の一部、1723 の 1 の一部、 1723 の 3 の一部、1723 の 4 の一部、1723 の 6 の一部、 1772 の 1 の一部、1778 の 2 の一部、1797、1798 の 1、 1798 の 2、2131 の一部、2143 の 2 の一部、 2144 の 2 の一部、2144 の 3 の一部、2147 の 1 の一部、 2148 の 1 の一部、2151 の 1 の一部、2152 の 1 の一部、

		3005 の 3 の一部、3097 の一部、3098 の 4 の一部、 3099 の一部、3105 の 3 の一部
--	--	--

上記の区域内にある市有地の全部を含む。